

議 案 第 5 号

富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第22号）の
一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月15日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

ひとり親家庭等の医療に係る現物給付の対象地域が埼玉県内全域になること等に伴い、富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例

富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「達した」を「達する」に改め、同条第3項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第3条第1項中「もの」を「者」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項」に改める。

第4条第1項第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

第5条第2項中「対象者」の次に「又は次条第1項に規定する受給者」を、「ときは」の次に「、規則の定めるところにより」を加える。

第6条第1項中「市」を「市長」に改める。

第7条第2項中「が特別の理由があると認めるときは、病院、診療所又は薬局等の請求に基づきひとり親家庭等医療費を当該請求者」を「は、受給者が規則で定める医療機関等において医療を受けたときは、当該医療機関等の請求により、当該医療に係るひとり親家庭等医療費を受給者に代わって当該医療機関等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた受給者に対してひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第7条第2項の規定は、令和5年1月1日以後の診療に係るひとり親家庭等の医療費の支給について適用し、同日前の診療に係るひとり親家庭等の医療費の支給については、なお従前の例による。